

一宮市立小学校空調設備整備事業

特定事業の選定

平成 29 年 7 月 11 日

一宮市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)第7条の規定に基づき、一宮市立小学校空調設備整備事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条第1項の規定により、特定事業の選定における評価結果を公表する。

平成29年7月11日

一宮市長 中野 正康

【 目次 】

1	事業の概要	1
(1)	事業名称	1
(2)	事業目的	1
(3)	対象となる事業の概要	1
(4)	事業方式	1
(5)	事業内容	1
(6)	事業期間	2
2	市が自ら事業を実施する場合と PFI 方式により実施する場合の評価	3
(1)	概要	3
(2)	経費算出による定量的評価	3
(3)	算出方法及び評価の結果	4
3	リスク調整（市のリスク軽減に係る評価）	5
4	PFI 方式により実施することの定性的評価	5
(1)	空調設備の一斉・早期導入	5
(2)	効率的な事業の実施	5
(3)	リスク分担の明確化による安定した事業運営	5
5	総合的評価	5

1 事業の概要

(1) 事業名称

一宮市立小学校空調設備整備事業（以下「本事業」という。）とする。

(2) 事業目的

本事業は、小学校における学校教育環境向上の一環として、学校施設の普通教室等への空調設備整備事業を実施するにあたり、民間事業者の技術やノウハウを活かし、一斉導入による早期の整備実現や財政負担等の縮減・平準化を図ることを目的とする。

(3) 対象となる事業の概要

本事業は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空調設備等を、市内の小学校全 42 校（以下「対象校」という。）の教室等（普通教室、特別支援教室等、通級教室及び音楽室）（以下「対象室」という。）約 900 室（予定）に設置するために、本事業を実施する事業者が一貫して空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、空調設備等の所有権移転業務により一宮市（以下「市」という。）に所有権を移転し、維持管理期間を通して空調設備等の維持管理業務等を行うものである。

なお、対象室の一部では、既存の空調設備の一部を撤去し、新たに設置する。

(4) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき実施し、事業方式は、BTO (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

(5) 事業内容

本事業の選定事業者は、以下の業務を行う。

ア 空調設備等の設計業務

- (ア) 空調設備等の設計のための事前調査業務
- (イ) 空調設備等の施工に係る設計業務（各対象校の一般図の作成、設計図書の作成等）
- (ウ) その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査、交付金の申請支援（事業費の算定等）等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

イ 空調設備等の施工業務

- (ア) 空調設備等の施工業務（施工業務には、当該空調設備等の導入に伴う、一切の工事（エネルギー関連の設備・配管の整備、市が指定する既存空調設備の撤去・移設・処分、植栽その他既存施設の移設・復元等）を含む。）
- (イ) その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査、交付金の申請支援（工事写真の提出等）等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

ウ 空調設備等の工事監理業務

- (ア) 空調設備等の施工に係る工事監理業務
- (イ) その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

エ 空調設備等の所有権移転業務

- (7) 施工完了後の市への空調設備等の所有権の移転業務

オ 空調設備等の維持管理業務

- (7) 事業期間にわたる空調設備等の性能の維持に必要となる一切の業務（点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）
- (イ) 緊急時対応業務（問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等）
- (ウ) 空調設備等の運用に係るデータ計測・記録業務
- (エ) 空調設備等の運用に係るアドバイス業務（機器の使用方法に係る説明書の作成等）
- (オ) その他、付随する業務（業務マニュアルの作成、調整、維持管理記録の提出・報告、自主モニタリングによる確認、市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

なお、エネルギー供給については、本事業の範囲に含めない。空調設備等の運転に必要なエネルギー費用については、市が負担する。

カ 空調設備等の所有権移転後移設等業務

- (7) 市に対する空調設備等の所有権移転後に、対象校の統廃合・学級増、改修工事、設備工事等により空調設備等の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」という。）が必要となった場合の空調設備等の移設等業務

なお、上記の空調設備等の所有権移転後移設等業務にかかる費用については、別途締結する契約に基づき市の別途負担とする。

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（平成 30 年 3 月下旬を予定）の翌日から、平成 43 年 3 月 31 日までの約 13 年間とする。

2 市が自ら事業を実施する場合と PFI 方式により実施する場合の評価

(1) 概要

ア 選定の基準

PFI 法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」、「VFMに関するガイドライン」及び実施方針等に関する意見・質問等を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することにより、市自らが実施した場合に比べて効果的かつ効率的に事業が実施できることを選定の条件とした。

イ 定量的な評価

市の財政負担額の算定にあたっては、将来見込まれる財政負担の各年度額（想定される市の支出から収入を差し引いたもの）を算出の上、これを現在価値に換算して累計することで評価を行った。

ウ 定性的な評価

上記の財政負担額の算定に加えて、本事業を PFI 事業として実施する場合の定性的な評価を行った。

(2) 経費算出による定量的評価

本事業において、市が自ら実施する場合の市の財政負担額と、PFI 方式により実施する場合の市の財政負担額との比較を行うにあたり、その前提条件を以下のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また、一致するものでもない。

項目	市が自ら実施する場合	PFI 方式により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	① 設備整備費 (設計費、施工費、工事監理費) ② 維持管理費 ③ 市債支払利息	① 設計・施工等のサービス対価 ② 維持管理のサービス対価 ③ 市債支払利息 ④ アドバイザー費用
共通の条件	① 事業期間 : 平成 30 年 3 月から平成 43 年 3 月末まで (約 13 年間) (うち維持管理期間: 12.5 年) ② 事業規模 : 42 校 901 室における整備・維持管理 ③ インフレ率: 0% ④ 割引率 : 2.6%	
施設整備及び維持管理に関する費用	○ 類似事業における経費実績等に基づき設定。	○ 類似事業における経費実績等を勘案しつつ、近年の物価水準等に基づき民間事業者の創意工夫が発揮されることを想定して設定。
資金調達の内訳	① 一般財源 ② 市債 ③ 国庫交付金	① 一般財源 ② 市債 ③ 国庫交付金

(3) 算出方法及び評価の結果

算出にあたっての前提条件を基に、市が自ら実施した場合の市の財政負担額と PFI 方式により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ PFI 方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が約 8%程度削減されることが期待できる。

3 リスク調整（市のリスク軽減に係る評価）

本事業においては、市が自ら実施する場合には事業に関するリスクの移転・軽減が困難であるが、PFI方式により実施する場合には、市と事業者間で適正なリスク分担を行うことにより、市のリスク軽減が図られることが期待できる。

具体的には、設計、施工、維持管理等の各業務実施に係るリスク、空調設備の性能や品質に関するリスク、エネルギーコストに関するリスク等の一部について、選定事業者側に移転できるリスクがある。

これらリスクについては、客観的な根拠に基づく定量化が困難なため、今回の積算には含めないこととしたが、相応の効果が見込まれるものと判断した。

4 PFI方式により実施することの定性的評価

本事業においてPFI方式を用いた場合、定量的な効果である市の財政負担額の軽減の達成に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

(1) 空調設備の一斉・早期導入

従来の公共事業では、設計・施工・維持管理をそれぞれ個別契約にて発注するため、手続き等で、全ての学校に同時期に空調設備を導入することが困難である。しかし、PFI方式の採用により一斉に導入することで、従来型発注で行った場合に発生する地域間・世代間の不公平感が解消され、また、短期間での集中的な施工を行うことにより、学校教育への影響を可能な限り低減することが可能となる。

(2) 効率的な事業の実施

本事業では、PFI方式を用いることにより、空調設備の設計・施工から維持管理業務までを一貫して民間事業者任せのため、効率的な施工や維持管理を見越した設計・計画、要求水準を規定する中で創意工夫による品質確保及び費用の最小化を見据えた設備整備等が図られることが期待できる。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階において、発生することが想定されるリスクを可能な範囲で想定し、その責任分担を市と事業者との間で明確化することによって、問題発生時に適切かつ迅速な対応が可能となるため、事業期間にわたっての事業の円滑な遂行や安定した事業運営が行われることが期待できる。

5 総合的評価

本事業は、PFI方式にて実施することにより、市が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において約8%の市の財政負担額の軽減が図られる他、定性的事項にも効果が期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。